

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約  
を改正する千九百九十六年の議定書

## 千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書

この議定書の締約国は、

賠償の拡充について定め、及び制限額を改正するための簡易な手続を定めるため、千九百七十六年十一月十九日にロンドンで作成された海事債権についての責任の制限に関する条約を改正することが望ましいことを考慮して、

次のとおり協定した。

### 第一条

この議定書の適用上、

- 1 「条約」とは、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約をいう。
- 2 「機関」とは、国際海事機関をいう。
- 3 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

### 第二条

条約第三条(a)を次のように改める。

- (a) 救助に基づく債権（適当な場合には、千九百八十九年の海難救助に関する国際条約（その改正を含む。）第十四条の規定に基づく特別の補償に係る債権を含む。）又は共同海損の分担に基づく債権

### 第三条

条約第六条1を次のように改める。

- 1 一の事故により生ずる債権で次条に規定する債権以外のものについての責任の限度額は、次のとおり計算する。

- (a) 死亡又は身体の傷害に関する債権については、次に掲げる金額

- (i) 二千トン以下のトン数の船舶については、二百万計算単位

- (ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位と  
(i)の計算単位とを合算した計算単位

二千一トンから三万トンまでの部分    トン当たり八百計算単位

三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり六百計算単位

七万トンを超える部分 トン当たり四百計算単位

(b) その他の債権については、次に掲げる金額

(i) 二千トン以下のトン数の船舶については、百万計算単位

(ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれ

の区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位と

(i)の計算単位とを合算した計算単位

二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百計算単位

三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百計算単位

七万トンを超える部分 トン当たり二百計算単位

#### 第四条

条約第七条1を次のように改める。

1 一の事故により生ずる船舶の旅客の死亡又は身体の傷害に関する債権についての当該船舶の船舶所有

者の責任の限度額は、十七万五千計算単位に当該船舶が当該船舶に係る証書に従い運送することを認められている旅客の数を乗じた金額とする。

## 第五条

条約第八条2を次のように改める。

2 国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により1の規定を適用することのできない国は、批准、受諾若しくは承認を条件とすることのない署名の時に、批准、受諾、承認若しくは加入の時に又はその後いつでも、自国の領域において適用するこの条約にいう責任の限度額を次のとおり定めることを宣言することができる。

(a) 第六条1(a)の債権については、次に掲げる金額

(i) 二千トン以下のトン数の船舶については、三千万貨幣単位

(ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれ

の区分に応じて計算した貨幣単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た貨幣単位と

(i)の貨幣単位とを合算した貨幣単位

二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり一万二千貨幣単位

三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり九千貨幣単位

七万トンを超える部分 トン当たり六千貨幣単位

(b) 第六条1(b)の債権については、次に掲げる金額

(i) 二千トン以下のトン数の船舶については、千五百万貨幣単位

(ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれ

の区分に応じて計算した貨幣単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た貨幣単位と

(i)の貨幣単位とを合算した貨幣単位

二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり六千貨幣単位

三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり四千五百貨幣単位

七万トンを超える部分 トン当たり三千貨幣単位

(c) 前条1の債権については、二百六十二万五千貨幣単位に船舶が当該船舶に係る証書に従い運送する

ことを認められている旅客の数を乗じた金額

第六条 2 及び 3 の規定は、(a) 及び (b) の債権について準用する。

## 第六条

条約第十五条 3 の次に 3 の二として次のように加える。

3 の二 締約国は、第七条 1 に定める責任の限度額にかかわらず、船舶の旅客の死亡又は身体の傷害に関する債権について適用する責任制度を自国の法令により定めることができる。ただし、責任の限度額は、同条 1 に定める金額を下回ってはならない。この 3 の二の規定を適用する締約国は、採用する責任の限度額又は責任の限度を定めていない場合にはその旨を事務局長に通報する。

## 第七条

条約第十八条 1 を次のように改める。

1 いずれの国も、署名、批准、受諾、承認若しくは加入の際に又はその後いつでも、次の権利を留保することができる。

- (a) 第二条 1 (d) 及び (e) の規定の適用を排除する権利
- (b) 千九百九十六年の危険物質及び有害物質の海上運送に関連する損害に対する責任及び賠償に関する

国際条約（その改正又は議定書を含む。）に定める損害についての債権を除外する権利

この条約の実体規定に対し他のいかなる留保を付することも、認められない。

## 第八条 限度額の改正

1 事務局長は、この議定書の締約国の少なくとも二分の一（ただし、いかなる場合においても六箇国以上とする。）の要請がある場合には、この議定書によって改正された条約第六条1、第七条1及び第八条2に定める限度額の改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。

2 1の規定により提案され、かつ、送付された改正案は、送付された日の後六箇月目の日以後に行われる審議のため機関の法律委員会（以下「法律委員会」という。）に付託する。

3 この議定書によって改正された条約のすべての締約国は、機関の加盟国であるか否かを問わず、改正案の審議及び採択のため法律委員会の審議に参加する権利を有する。

4 改正案は、3の規定により拡大された法律委員会に出席し、かつ、投票するこの議定書によって改正された条約の締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際にこの議定書によって改正された条約の締約国の少なくとも二分の一が出席していることを条件とする。

5 法律委員会は、限度額の改正案について決定を行う場合には、事故の経験、特にそれらの事故によって生じた損害の額、貨幣価値の変動及びその改正案が保険の費用に及ぼす影響を考慮する。

6 (a) この条の規定に基づいて行われる限度額の改正は、この議定書が署名のために開放された日から五年を経過する時まで審議することはできず、また、この条の規定に基づいて先に行われた改正が効力を生じた日から五年を経過する時まで審議することはできない。

(b) 限度額については、この議定書によって改正された条約に定める限度額につきこの議定書が署名のために開放された日から年六パーセントの複利による計算をして得た増額分と当該限度額との合計額を超えるような引上げを行うことはできない。

(c) 限度額については、この議定書によって改正された条約に定める限度額に三を乗じた額を超えるような引上げを行うことはできない。

7 機関は、4の規定に従って採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、通告の日の後十八箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。ただし、その期間内に、改正の採択の時に締約国であった国の四分の一以上が事務局長に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合には、その改正

は、拒否され、効力を生じない。

8 7の規定により受諾されたものとみなされる改正は、その受諾の後十八箇月で効力を生ずる。

9 すべての締約国は、改正が効力を生ずる日の少なくとも六箇月前に第十二条1及び2の規定に基づいてこの議定書を廃棄しない限り、その改正によって拘束される。その廃棄は、その改正が効力を生ずる時に効力を生ずる。

10 改正が採択された後受諾のための十八箇月の期間が満了するまでの間にこの議定書の締約国となった国は、その改正が効力を生ずる場合には、その改正によって拘束される。その期間が満了した後に締約国となる国は、7の規定により受諾された改正によって拘束される。これらの場合において、当該国は、改正が効力を生ずる時に、又はこの議定書が当該国について効力を生ずる時がそれよりも遅いときはその時に、その改正によって拘束される。

## 第九条

1 条約及びこの議定書は、この議定書の締約国の間において、単一の文書として一括して読まれ、かつ、解釈されるものとする。

2 この議定書の締約国であるが条約の締約国でない国は、この議定書の他の締約国との関係においてはこの議定書によって改正された条約によって拘束されるが、条約のみの締約国との関係においては条約によって拘束されない。

3 この議定書によって改正された条約は、この議定書が各国について効力を生じた後に発生した事故により生ずる債権についてのみ適用する。

4 この議定書のいかなる規定も、条約の締約国であるがこの議定書の締約国でない国に対する条約及びこの議定書の双方の締約国である国の義務に影響を及ぼすものではない。

## 最終規定

### 第十条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、千九百九十六年十月一日から千九百九十七年九月三十日まで、機関の本部において、すべての国による署名のために開放しておくものとする。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法により、この議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
- (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。
- (c) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

4 この議定書によって改正された条約についてその後改正が行われた場合には、当該その後の改正が効力を生じた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書によって改正され、かつ、当該その後の改正が行われた条約に係るものとみなす。

#### 第十一条 効力発生

1 この議定書は、十の国がこの議定書に拘束されることについての同意を表明した日の後九十日で効力を生ずる。

2 この議定書は、1に規定する効力発生の要件が満たされた後にこの議定書に拘束されることについての同意を表明する国については、その同意が表明された日の後九十日で効力を生ずる。

#### 第十二条 廃棄

1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後十二箇月で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 この議定書のいずれかの締約国が条約第十九条の規定に基づいて行う条約の廃棄は、この議定書の締約国の間においては、いかなる場合にも、この議定書によって改正された条約の廃棄と解してはならない。

### 第十三条 改正

1 機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この議定書の改正のための締約国会議を招集する。

### 第十四条 寄託者

1 この議定書及び第八条の規定に従って採択された改正は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、次のことを行う。

(a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii) この議定書によって改正された条約第八条2の規定及び条約第八条4の規定に基づく宣言及び通報

(iii) この議定書の効力発生の日

(iv) 第八条1の規定により提案された限度額の改正案

(v) 第八条4の規定に従って採択された改正

(vi) 第八条7の規定により受諾されたものとみなされる改正並びにその改正が同条8及び9の規定により効力を生ずる日

(vii) この議定書の廃棄書の寄託、その寄託の日及びその廃棄が効力を生ずる日

(b) すべての署名国及びこの議定書に加入するすべての国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。

3 事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

## 第十五条 言語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

千九百九十六年五月二日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。